

問合せ先  
 香椎税務署 ☎ 661-1031  
 税 務 課 ☎ 932-1495 (ダイヤルイン)  
 ☎ 932-1151 (内線 132)

# 確定申告はお早めに！

2月17日(月)～3月17日(月) 土日を除く  
 9時30分～11時、13時～15時

## 町県民税申告相談

- ▶期間および場所  
 ○2月17日(月)～2月28日(金)  
 役場1階 保健センター  
 ○3月3日(月)～3月17日(月)  
 役場3階 大会議室
- ▶対象者 須恵町に住所を有する人(平成26年1月1日現在)  
 ただし、次に該当する人を除きます。  
 ・平成25年中の所得が給与のみで、「給与支払い報告書」を勤務先から須恵町に提出した人  
 ・平成25年分の所得税の確定申告を提出する人  
 ●無職・学生の人はその旨を記入してください。  
 ●所得証明・非課税証明が必要な人は必ず申告してください。  
 ●申告書用紙が送付されていない人で申告義務がある人は、受付会場に用意していますのでご来場ください。

## 申告に必要なもの

- 印鑑(認印可、インキ浸透印は不可)
- 通帳か口座番号がわかるもの(還付申告をする人は、振込先の銀行支店名、口座番号が必要です)
- 収入の証明書(コピー不可)
  - ・給与所得の源泉徴収票
  - ・公的年金などの源泉徴収票
  - ・退職所得の源泉徴収票
- 国民健康保険料(税)・後期高齢者保険料・国民年金の保険料などの領収書・控除証明書・納付済確認書
- 生命保険料・地震保険料・旧長期損害保険料の控除証明書
- 障害者控除を受ける人は、障害者手帳など
- 寄付金控除を受ける人は、寄付金の領収書
- 医療費控除を受ける人は、医療費の領収書および明細書(金額の集計をお願いします)

- ◎大変混雑した場合、受付の制限をすることがありますのでご了承ください。
- ◎自分で申告できる人は、申告書を直接税務署へ郵送して申告することができます。
- ◎国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を作成することができます。

## 所得税申告相談

- ☆年金・給与合算などの簡易申告をする人  
 ▶期間および場所  
 ○2月17日(月)～2月28日(金)  
 役場1階 保健センター  
 ○3月3日(月)～3月17日(月)  
 役場3階 大会議室
- ☆営業・不動産等収支内訳書を添付して申告をする人(税務署職員および税理士受付)  
 ▶期間および場所  
 ○2月20日(木)～2月21日(金)  
 宇美町役場  
 ○2月24日(月)～2月25日(火)  
 須恵町役場 1階保健センター  
 ○2月27日(木)～2月28日(金)  
 志免町役場
- ※上記の日程以外は、役場では受け付けることができません。香椎税務署で申告してください。  
 ☆譲渡・贈与などの申告をする人  
 ▶場 所 香椎税務署

**Check!**  
**須恵町商工会 無料税務相談**

町内の小規模商工業者で、申告についてお困りの人は、商工会の税務相談所をぜひご利用ください。会員以外の人や消費税の新規課税事業者の人の申告相談も受け付けますのでご利用ください。

▶期 間  
**2月20日(木)～2月24日(月)** 土日を除く 13時～16時  
**3月12日(水)～3月14日(金)** 10時～12時、13時～16時

▶場 所 須恵町カルチャーセンター内  
 須恵町商工税務相談所 ☎932-6700

- 香椎税務署 確定申告相談会場
- ▶受付期間 2月7日(金)～3月17日(月) 土日を除く  
 ただし、2月23日(日)・3月2日(日)に限り、確定申告の相談・申告書の受付を行います。
- ▶受付時間 9時～11時、13時～16時  
 ※期間中は、公共交通機関をご利用ください。

## ご存知ですか？

### 障害基礎年金のこと

国民年金に加入している間にかかった病気やけがが原因で、一定以上の障害(※1)が残り、国民年金保険料の納付要件を満たしているときは、障害基礎年金を受け取ることができます。

#### 請求できる条件

- ▼対象者 障害の原因となった病気やけがで初めて病院にかかった日(初診日)において、次のいずれかに該当している人で、かつ障害認定日(※2)に一定以上の障害がある人。
- ①20歳から60歳まで国民年金(1号・3号)に加入していた人。
  - ②60歳以上64歳未満だった人。ただし、老齢基礎年金の繰り上げ請求をしておらず、初診日に厚生年金に加入していないこと。
  - ③20歳前に初診日がある人。

▼納付要件 次のいずれかに該当している必要があります。

- ①初診日の属する月の前々月までの1年間、保険料の未納がないこと。
- ②初診日の属する月の前々月までの被保険者期間に3分の1以上の未納期間がないこと。

#### 納付要件の例外

先天性の障害や、20歳になる前に障害を負った場合は、保険料の納付状況に関わらず請求することができます。ただし、本人に一定以上の所得があつ

たり、他年金の支給を受けたりしている場合は支給の制限を受けることがあります。

●20歳前傷病による障害基礎年金にかかると所得制限  
 所得額が398万4000円(2人世帯)を超える場合には年金額の2分の1

#### ※1 一定以上の障害

身体障害者・精神障害者手帳の等級とは異なり、国民年金法施行令で定められた障害等級の1級と2級に該当する障害。  
 △1級▽他者の介助が不可欠で、日常生活が著しく困難な程度の障害。  
 △2級▽日常生活に著しい制限がかなり、労働により収入が得られない程度の障害。

#### ※2 障害認定日

原則として初診日から1年6か月を経過した日。または、症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った日。

相当額に限り支給停止とし、500万1000円を超える場合には全額支給停止とする二段階制がとられています。

#### ●年金額(平成25年10月分から)

- 【1級】778,500円×1.25+子の加算
  - 【2級】778,500円+子の加算
- |         |           |
|---------|-----------|
| 子の加算    |           |
| 第1子・第2子 | 各224,000円 |
| 第3子以降   | 各 74,600円 |

子とは18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子、または20歳未満で障害等級1級または2級の障害者

症状が重くなってしまった！  
 障害認定日では障害の程度が軽かったけれども、症状が重くなり、障害等級の1級または2級に該当する場合は、その時点から請求することができます。

#### まずはご相談を

障害基礎年金を請求できるか、どのような書類が必要であるかなどは個人の状況によって異なります。  
 まずは、請求ができるかどうかを住民課年金係窓口でご相談ください。  
 ※ご相談の前にご確認ください  
 ・障害の原因となった病気やけがで初めて病院にかかった日(初診日)

## 国民年金保険料を納めるなら前納割引制度が断然お得！

毎月納付書での納付は、やむを得ない理由で納付が遅れたりすることがあります。しかし、納付方法を変えることにより、納付忘れもなくなり、さらに保険料が割引になります。まずはお申し込みを。

- ①口座振替早期  
年間最大6000円割引！
- ②前納6か月分(口座)  
年間最大20600円割引！
- ③前納1年分(現金)  
年間32000円割引！
- ④前納1年分(口座)  
年間37800円割引！
- ⑤前納2年分(口座)  
2年間で1万43600円割引  
※金額は平成25年度の場合であり、平成26年度の割引額は、保険料により増減します。

口座振替による前納は2月28日までにお申し込みください。

- 6か月前納(4～9月)、1年前納、2年前納の申込みは2月28日までです。
- ▼問合せ先 住民課国保年金係  
 ☎932・1467 (ダイヤルイン)  
 ☎932・1151 (内線115)